

病弱な高齢者や重度身体障害者が、自宅で、急病や事故などの緊急時に、通報機器（あんしん電話）や胸にかけたペンダント型の発信機（固定電話型あんしん電話にのみ付属）のボタンを押すと、電話相談センター（※）が通報を受信し、近隣の協力員や消防局に事態を知らせて、安全を確保します。

また、電話相談センターは、健康や困りごとに関する相談に応じ、定期的に声かけも行います。

（※）365日24時間体制で、看護師を含む常時4人以上が対応します。

●事業委託先： サスケセンター（正式名称 周南マリコム株）

●サスケセンター電話番号： 0120-270-382

サスケセンターFAX番号： 0834-32-8630



☆ サービス内容

1 緊急通報の受信

通報を受信して事態を確認し、消防局への通報や、協力員、親族、関係機関へ連絡します。

また、利用者宅を訪れる必要がある時で、協力員に連絡がとれない場合や、午後8時から翌午前8時までの間は、原則30分以内に電話相談センターが委託した警備会社等が利用者宅に駆け付け、病状等の確認、必要に応じて救急車の要請等を行います（立ち上がり等直接身体に触れる介助はできません。）。

2 緊急通報時における利用者への励まし

救急車の出動を要請した時には、救急車が到着するまで、電話で利用者を励まします。

3 相談業務

利用者からの健康相談や困りごと相談等に応じ、適切なアドバイスをを行います。

4 定期的な声掛け

利用者に、毎月1回以上電話をして、健康状態や生活状況を聞きながら、相談に応じます。

5 通報機器（あんしん電話）

①固定電話型

既設の電話機と併設使用が可能です。回線によっては設置できない場合があります。（設置可能）NTT アナログ・NTT ひかり／（設置不可）ソフトバンクおうちのでんわ・KDDI ホームプラス・ちゅぴCOM等のケーブルテレビ ※その他の回線は事業委託先が設置可能かを確認

②携帯電話型

専用の携帯電話（ソフトバンク）を通報機器として貸与しますが、自宅外での緊急時の対応や相談対応を行うものではありません。自宅以外での利用・持ち出しはしないでください。

また、あくまで通報機器であるため、サスケセンターとしか通話できません。電波を利用しているため、自宅内でも電波状況の悪い場所では発信できません。事業委託先が確認した結果、電波状況の関係で設置できない場合もあります。

☆ 利用できる人

病弱などのために日常生活上注意が必要なおおむね65歳以上の人（病弱な高齢者）または、18歳以上の重度身体障害者（障害等級1級・2級）で、次の世帯に属する人です。

① ひとり暮らし

② 病弱な高齢者、18歳以上の重度身体障害者、知的障害者（療育手帳④・A）または精神障害者（精神保健福祉手帳1級）のみの世帯

また、近隣に居住する協力員（知人や近親者などで下記の協力員の活動をお願いできる方）を、原則2名お知らせください。協力員が見つからないときは、お近くの民生委員にご相談ください。

☆ 協力員について

利用にあたっては以下の活動をお願いできる、近隣に居住する知人や近親者の方を協力員として原則2名お知らせください。また、民生委員の外、あなたが利用している事業所等（例：地域包括支援センター、居宅介護支援事業所、訪問看護ステーション）も協力員として申請可能です。

【活動内容】

- 1 電話相談センターから、緊急事態を知らせる連絡を受けたときは、すぐに利用者宅へ駆け付けて安否の確認を行い、電話相談センターへの連絡など必要な措置をとってください。
- 2 利用者が、救急車で病院に搬送され、家が留守になる場合は、火元の点検や戸締りをしてください。

※ 協力員に連絡が取れない場合や、午後8時から翌午前8時までの間は、電話相談センターが委託した警備会社等が駆け付けます。

☆ 利用者の負担額

区 分	固定電話型	携帯電話型	利用料の支払方法
市民税課税世帯	月額 1,683 円	月額 2,233 円	3, 6, 9, 12 月に、過去 3 か月分を口座から引き落します。
市民税非課税世帯	月額 169 円	月額 224 円	6 月と 12 月に、過去 6 か月分を口座から引き落します。
生活保護受給世帯等	無 料	無 料	—

※1 通報機器のボタンを押した際の電話センターへの通話料、工事費（機器の設置・移転・通報先変更・撤去費）と保守料は、料金に含まれます。

※2 生活保護受給世帯等には、**支援給付（※）受給世帯**の人を含みます。

（※）中国残留邦人等に対して老齢基礎年金を満額支給しても生活の安定が十分に図れない場合に、その人や配偶者に支給される制度。

※3 利用を休止する場合、休止届を提出した月の翌月分まで利用料を徴収しますが、利用を再開した月分の利用料は徴収しません。また、届け出た休止期間に、休止届を提出した月の翌月から後で、月初から月末まで丸々含まれている月があれば、その月分は利用料が免除されます。

なお、休止期間中には、電話相談センターからの声掛けは行ないませんが、通報機器のボタンを押せば電話相談センターにつながります。その場合には、休止扱いではなくなります。

※4 電話回線基本料金（固定電話型）は利用料（本人負担額）に含まれません。

☆ 申込手続

協力員の了承を得て、所定の申請書に必要事項を記載して申し込みます。

最近市外から転入した人は市民税の証明書が必要です。

☆ お申込み・お問合せ

区	高齢者: お住まいの区の福祉課高齢介護係		重度身体障害者: お住まいの区の福祉課障害福祉係	
	電話	FAX	電話	FAX
中 区	504-2570	504-2175	504-2588	504-2175
東 区	568-7730	568-7781	568-7734	568-7781
南 区	250-4107	254-9184	250-4132	254-9184
西 区	294-6218	233-9621	294-6346	294-6311
安佐南区	831-4941	870-2255	831-4946	870-2255
安佐北区	819-0585	819-0602	819-0608	819-0602
安芸区	821-2808	821-2832	821-2816	821-2832
佐伯区	943-9729	923-1611	943-9769	923-1611

制度に関して 高齢福祉課 : 電話504-2145、FAX504-2136

障害福祉課 : 電話504-2147、FAX504-2256